

技術職員名簿

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈技術職員名簿の書き方〉の○数字に対応しています。

技 術 職 員 名 簿

頁

項番
数

61

35①
001

頁

申請者 (株)ジャパン建設

通番	氏 名 ②	生 年 月 日		業 種 コード 3	有 資 区 一 5 ③	格 分 格 分 10	講 習 受 講	業 種 コード 10	有 資 区 一 5	格 分 格 分 10	講 習 受 講	監理技術者資格者証交付番号
1	丹 下 一 平	昭 2 4 . 3 . 3	6 2	2 2	0 0 1	2						
2	東 京 太 郎	昭 2 5 . 4 . 1 6	6 2	0 1	1 1 3	1	1	7	1	1 3	1	第〇〇〇〇〇〇号 ④
3	東 京 一 郎	昭 1 0 . 5 . 3	6 2	0 1	0 0 1	2	1	7	0	0 1	2	
4	新 宿 次 郎	昭 2 5 . 7 . 1 2	6 2	0 1	2 1 4	2						
5	新 宿 三 郎	昭 3 3 . 1 2 . 1	6 2	0 1	1 1 1	1	1	7	1	2 0	1	第〇〇〇〇〇〇号
6	東 昭	昭 3 9 . 8 . 1 5	6 2	2 2	0 0 2	2						
7	南 孝 安	昭 4 0 . 9 . 9	6 2	0 1	0 0 1	2						
8	荒 幡 一 男	昭 3 7 . 1 0 . 1 0	6 2	0 1	0 0 2	2						
9	中 村 秋 男	昭 1 7 . 2 . 1 6	6 2	0 1	0 0 1	2	1	7	0	0 1	2	
10	入 間 夏 子	昭 2 5 . 6 . 2 5	6 2	0 1	0 0 2	2						
11	西 五 郎	昭 6 1 . 9 . 1 0	6 2	0 1	0 0 1	2						海中大学土木科〇〇年卒 ⑤
12			6 2									
13			6 2									
14	技術職員1人につき2業種のみ申請可											
15	(2業種の考え方)											
16	・ 1 資格から2業種選択											
17	例：1 級土木施工管理技士→土木・塗装（通番2参照）											
	・ 2 資格から1業種ずつ選択											
	例：1 級建設機械施工技士・1 級建築施工管理技士→土木・塗装（通番5参照）											
18	「講習受講」について											
19	申請する業種について、審査基準日において次の①から③の要件を全て満たす場合は											
20	「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。											
21	① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）											
	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること											
	③ 法第26条の4から6までの規定による講習を5年以内に受講していること											
22	上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示											
23			6 2									
24			6 2									
25			6 2									
26			6 2									
27			6 2									
28			6 2									
29			6 2									
30			6 2									

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	ほ 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゅ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

※ 別表（四）については、53～55ページの〈技術職員資格区分コード表〉を参照

(別表) (五)

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ほ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	ほ装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //

507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	ほ装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

備考

1 級技術者…法第15条第 2 号イに該当する者

2 級技術者…法第27条第 1 項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び 2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習を修了した者で 1 級技術者以外の者

〈技術職員について〉

◎ 加点の対象となる経営事項審査上の技術職員の考え方

「審査基準日現在、常勤性の要件を備えており、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者」が対象となります。「恒常的な雇用」とは、

雇用期間を特に限定することなく常時雇用され、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることが必要となります。アルバイト・パート・契約社員・労務者（常用労務者を含みます。）などは、技術職員名簿に記載することはできません。ただし、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限ります。）については、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなします。また、月額給与（賃金、報酬等）が定められ、営業日には勤務することが義務付けられていることが必要です。さらに、労働の対価である収入が一定金額（月額10万円以上。収入が10万円以上であることが確認できない場合は、別途資料を求めることがあります。）に達していることが必要です。

※ 技術職員名簿への記載は、経営事項審査で加点するためのものであり、名簿に記載されていなくても、条件に合致していれば配置技術者・営業所の専任技術者などになることはできます。

※ 技術職員名簿に記載がなくても、許可要件の確認のため、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者については常勤性の確認資料を提示してください(加点の対象にはなりません。)

(参考)

「経営事項審査の事務取扱いについて」一部改正（国交省通知）（平成22年10月15日国総建第162号）

(抄)

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第1の3関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

2 業種限定の考え方

2 業種限定の考え方は以下のとおりです。

例：一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
保有資格	一級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎		
	一級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎			
	一級電気工事施工								◎																				



評価（例 1）		◎					◎																						
評価（例 2）	◎	◎																											

評価対象となっている業種の中から任意の 2 つを選ぶことができます。1 つの資格の評価対象から 2 つ選択（例 1）しても構いませんし、2 つの資格からそれぞれ 1 つずつ選択（例 2）しても構いません。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に配置しなければならない監理技術者等については、従来どおり 1 人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれます。

技術者評価について

一級技術者		基幹技能者	二級技術者	その他
監理技術者資格者証保有 かつ 監理技術者講習受講	一級技術者であって 左以外の者			
6 点	5 点	3 点	2 点	1 点

一級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に 6 点評価します。

なお、二級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても、1 点加点評価は行われません。

〈技術職員名簿の書き方〉

前ページの「技術職員について」をよく読んでください。

技術者名簿の人数と技術職員数（１３ページ項番１９を参照）の人数は一致することになります。

- ① １枚目は「００１」、２枚目は「００２」・・・と記入してください。
- ② 審査基準日現在建設業に従事する６か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員（常勤役員＋常勤使用人）を記入してください（技術職員で、監査役及び兼業事業に従事する使用人は除きます。）。

②の裏付け資料

４９～５２ページの「技術職員等の加対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」及び「出向者の確認ができる資料」で必ず御確認ください。

- ③ ア 業種コード：１２ページの経営規模等評価等対象建設業（項番１６）のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を５３ページの「技術職員資格者業種コード表」から１名の技術者に対し、異なる業種で２業種以内（同一の職員で同一業種は不可）を選び該当するコードを記入してください。

イ 有資格者区分コード：５４～５６ページの「技術職員資格区分コード表」を御参照ください。

ウ イの有資格の裏付け資料（写しで結構です。）→

資格区分コード００３・００４「国土交通（建設）大臣認定証」

資格区分コード０６１～０６３、１１１～２９８「資格検定合格証等」

資格区分コード０６４「登録基幹技能者講習修了証」（９８ページを参照）

- * 登録基幹技能者講習修了証に基幹技能者が申請した、実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点评価されます。
- * 基幹技能者として記入する場合：建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者
- * 登録基幹技能者制度については、９７ページの「登録基幹技能者制度について」を参照してください。

エ 講習受講の有無

申請する業種について次の（イ）から（ハ）の要件を全て満たす場合は「１」を、それ以外の者（２級国家資格者、電気工事士法・水道法・消防法・職業能力開発促進法等による資格者及び実務経験による資格者等）は「２」となります。「１」か「２」を必ず記入してください。（無記入は不可）。

（イ）建設業法第１５条第２号イに該当する者であること（建設業法、建築士法、技術士法による一級土木施工管理技士・一級建築士などの一級国家資格者相当者）。

- * 有資格者区分コードが「００３」・「００４」の場合は「２」となります。

（ロ）建設業法第２７条の１８に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。

（ハ）建設業法第２６条の４から第２６条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を、当期事業年度開始日の直前５年以内（審査基準日以前５年以内）に受講していること。

エの裏付け資料→

監理技術者資格者証の写し（審査基準日が交付年月日から有効日の間に含まれていること。）及び監理技術者講習修了証の写し（修了年月日が、審査基準日以前で、５年以内であること。）

＊ 1人の技術職員につき、申請できる業種は2業種までです。なお、記入された業種のみ、資格が加算対象となりますので、当該資格が、**選択（記入）した業種に**応じているかどうかを申請する前に必ず御確認ください。資格を記入されていても、申請者が選択した業種が、対応する業種となっていなければ、加算の対象とはなりませんので御注意願います（54～56ページ及び建設業法施行規則第7条の3を参照）。

＊ 1名の技術者につき、業種コード・有資格者区分コード・講習受講（なしの場合は「2」）欄は必ず全て記入することとなり、また、業種とその業種に対応する資格（監理技術者資格者証に記載された業種を含みます。）は一致していなければなりませんので、御注意願います。

＊ 技術職員名簿の業種及び有資格区分コードの業種（監理技術者資格者証に記載された業種を含みます。）は、工事種類別完成工事高の業種（21ページを参照）と一致し、また、経営規模等評価等対象建設業の業種（12ページを参照）の中に含まれていなければなりませんので、事前に必ず御確認ください。

④ 監理技術者資格者証交付番号（一級建築士の登録番号等ではありません。）を記入してください。

＊ 技術職員数が多い場合（40名超が目安。50名以上は必須）→建設業指導係で事前確認（審査日のおおむね1か月前）5ページを参照

⑤ 有資格区分コード「001」で業種コードを1業種で申請する技術者で生年月日が昭和61年4月以降のとき又は業種コードを2業種で申請する技術者で生年月日が昭和51年4月以降のときは、卒業した学校名、学科名、卒業年を記入してください。

〈技術職員名簿の作成の注意〉

- ・ 各書類の別紙の記載要領をよく読んで記入してください。
- ・ 技術職員名簿の人数と申請書の審査基準日における技術職員の数は同一です。
- ・ 技術職員名簿には、次の全てに該当する職員を記入してください。
 - ア 審査基準日現在建設業に従事する職員である者（兼業事業従事使用人は該当しません。）
 - イ 建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ若しくは同法第15条第2号イ、ハ又は、基幹技能者に該当する（「技術者資格区分コード表」に該当します。）者

〈「技術者資格区分コード表」に該当する者〉

建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ若しくは同法第15条第2号イ、ハの該当者又は基幹技能者

〈有資格区分コード001の該当要件〉

- ・ 学歴（57ページを参照）
 - 学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高校を卒業
 - 学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高等専門学校（5年制）を卒業
 - 学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた大学（短期大学を含みます。）を卒業
- ＊ 専修学校（専門学校）、各種学校は該当しません。
- ・ 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
 - 高校卒業後5年以上の建設業実務経験
 - 高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後3年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
 - 高校卒業後10年以上の建設業実務経験
 - 高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後6年以上の建設業実務経験

〈有資格区分コード００２の該当要件〉

- ・ 学歴は問いません。
- ・ 業種コードを１業種記入するときの必要実務経験年数
１０年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを２業種記入するときの必要実務経験年数
２０年以上の建設業実務経験（各業種で１０年以上）

〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉

１ その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番４２、６１ページを参照）・厚生年金保険加入の有無（項番４３、６１ページを参照）の双方又は一方を「１．有」とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

次の①又は②とします。ただし、７０歳以上で７５歳未満の職員に関しては③でも可とします。

① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」

審査基準日までに（途中で）入退社があった場合は、取得届、喪失届を添付してください。また、標準額の改定があった場合は、改定分も併せて提示してください。

② 「厚生年金保険７０歳以上被用者算定基礎届」（年金事務所の受付印のあるもの）

③ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」及び「国民健康被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の①～⑥のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の①～⑥のいずれかを提示してください。

① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分）

② 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

③ 「健康保険被保険者証」の写し（資格取得日及び事業所名称の分かるもの）

④ 「厚生年金保険７０歳以上被用者算定基礎届」（前年度分。年金事務所の受付印のあるもの）

⑤ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

⑥ 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

２ その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番４２、６１ページを参照）・厚生年金保険加入の有無（項番４３、６１ページを参照）の双方とも「１．有」以外とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」

(2) 審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の①又は②のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の①又は②のいずれかを提示してください。

- ① 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）
- ② 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

3 後期高齢者医療制度対象者（75歳以上等）の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」及び「後期高齢者医療被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の①又は②のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の①又は②のいずれかを提示してください。

- ① 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）
- ② 前年度に後期高齢者医療制度対象者でなかった場合は、1(2)又は2(2)

4 個人事業主の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「確定申告書」

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、「確定申告書」（前年分）などを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、「確定申告書」（前年分）などを提示してください。

5 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者を名簿に記載する場合

1又は2の書類の提示に加えて、次の書類を提示・提出してください。

- ・ 提示書類 継続雇用制度について定めた「就業規則」（労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されているもの。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）
- ・ 提出書類 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）（107ページを参照）

※ 継続雇用制度の概要については、厚生労働省のホームページ等で御確認ください。

◎ 注意事項

ア 決算期変更等で前審査基準日と審査基準日の間が6か月を超えない場合は、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿に加えて、前々審査基準日の経営事項申請書副本（原本）の技術職員名簿も提示してください。

イ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認において、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、氏名の記載されていない技術職員に係る書類のみ追加提示してください。

ウ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康被保険者証」の写し、「雇用保険被

保険者資格取得等確認通知書」の写しを提示する場合は、資格取得日が審査基準日から遡って6か月を超えていることが必要です。

エ 審査基準日現在の常勤性の確認資料は、審査基準日に係る書類を提示してください。審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料は、前審査基準日に係る書類を提示してください。

例1) 審査基準日が平成26年3月31日、前審査基準日が平成25年3月31日の場合

○ 標準報酬決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が平成25年度に属するため、平成25年度中に発行されたもの（平成25年4月から6月の報酬月額を算定基礎としたもの）

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が平成24年度に属するため、平成24年度中に発行されたもの（平成24年4月から6月の報酬月額を算定基礎としたもの）

○ 住民税特別徴収税額通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が平成25年度に属するため、平成25年度中に発行されたもの

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が平成24年度に属するため、平成24年度中に発行されたもの

例2) 審査基準日が平成26年7月31日、前審査基準日が平成25年7月31日の場合

○ 標準報酬決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が平成26年度に属するため、平成26年度中に発行されたもの（平成26年4月から6月の報酬月額を算定基礎としたもの）

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が平成25年度に属するため、平成25年度中に発行されたもの（平成25年4月から6月の報酬月額を算定基礎としたもの）

○ 住民税特別徴収税額通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が平成26年度に属するため、平成26年度中に発行されたもの

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が平成25年度に属するため、平成25年度中に発行されたもの

オ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」は、特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要です。

カ 年齢は審査基準日現在になります。

キ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」は、平成19年4月1日以降に70歳を迎える人（昭和12年4月2日以降の生まれ）で厚生年金被保険者であった方等が対象です。この制度については、年金事務所にお問い合わせください。

ク 後期高齢者医療制度は、平成20年4月1日から75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を対象に施行されました。この制度については、各区市町村の担当窓口

などにお問い合わせください。

ケ 技術職員名簿に記載されている職員と、提示書類（「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」など）に記載されている職員との確認に時間を要することがありますので、審査を円滑に実施するために、人数が多い場合（おおむね10名以上）は、技術職員名簿と提示書類との確認がしやすいように工夫してください。（工夫例①：技術職員名簿の通番を、標準報酬決定通知書の氏名欄の横に鉛筆で記入したり、番号を書いた付箋を付けたりする。工夫例②：技術職員名簿の技術職員の記入順を、標準報酬決定通知書の順番どおりにする。）。また、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿と審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿の順番が大幅に変動している場合も、同様をお願いします。

コ 原則として、技術職員が50名以上の場合には事前確認の対象となります。なお、50名未満の場合は事前確認の対象とはなりませんが、審査時間の短縮にもなりますので、可能な場合は、事前確認をお願いします。（事前確認については、5ページを参照）。

サ 虚偽等、申請内容に疑義がある場合には、別途資料を求めることがあります。

〈出向者の確認ができる資料〉

- ・ 出向者の氏名、期間が確認できる出向契約書等（審査基準日から遡って6か月を超える出向期間があることが必要です。）
- ・ 出向元の「健康被保険者証」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の原本又は写し
- ・ 出向者について、出向先で費用負担していることが明示できる資料（基準月の給与について出向元の請求書と出向先から出向元への振込等を確認できる資料）

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

〈コード表記入時の注意〉

「技術職員資格区分コード表」からの記入に当たっては、次のことに注意してください。

コード表の右端に年数が記載されている資格は、試験合格後記入年数の実務経験が必要です。

〈有資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意〉

有資格区分コード「001」で

ア 業種コードが1業種で昭和61年4月以降生まれの方

イ 業種コードが2業種で昭和51年4月以降生まれの方

技術職員名簿右側の⑤の欄に学校名、学科名、卒業年を記入してください。

〈有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉

有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が10名以上のときは下の表を参考に「名簿一覧」を作成し、正本と副本（写）を提出してください（申請書の最後に添付してください。）。

〈 〇 〇 1 及び 〇 〇 2 の技術者名簿一覧表〉

別 紙

〇 〇 1 及び 〇 〇 2 の技術者名簿一覧表

〈 記 入 例 〉

* 会社名 許可番号：大臣・知事 第 号

該当する業種に○を付ける

審査基準日 平成 26 年 3 月 31 日

コード：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
許可業種：土建大左と石屋電管タ鋼筋ほ板ガ塗防内機絶通園井具水消消

番号	頁	通番	氏名	生年月日	有資格区分コード	学校名及び学科名	卒業年度	入社年度	業種コード	通算年数	備考判定
1	1	1	東京太郎	昭 51.05.10	0 0 1 0 0 1	〇〇大学工学部建築学科	平 11.3	平 11.4	0 2 0 5	15	
2	1	3	新宿一郎	昭 54.10.10	0 0 1 0 0 1	△△高等専門学校土木工学科	平 12.3	平 12.4	0 1 0 5	14	
3	2	1	山川三郎	昭 55.12.20	0 0 1	〇〇高等学校建築科	平 15.3	平 15.6	0 2	10	
4	2	5	高橋良子	昭 55.02.15	0 0 2	中卒	平 10.3	平 10.4	0 2	15	
5	2	8	美空 緑	昭 46.06.15	0 0 2 0 0 2	中卒	昭 62.3	昭 62.4	0 1 0 2	26	

注意 1) コード 〇 〇 1 : 建設業法第 7 条第 2 号イ該当

学校教育法による所定学科を修めて高校又は高等専門学校・大学を卒業後、高校 5 年以上、高等専門学校・大学 3 年以上建設業の実務等を経験している者（専門学校等は該当しません。）。また、2 業種まで記入できますが、その場合は、高校 10 年以上、高等専門学校・大学 6 年以上の実務を経験しているもの

2) コード 〇 〇 2 : 建設業法第 7 条第 2 号ロ該当

学歴に関係なく 10 年以上建設業の実務を経験している者。また、2 業種まで記入できますが、その場合は、20 年以上の実務を経験している者

3) 生年月日等：大正→大・昭和→昭・平成→平

※大学は短期大学を含む。

4) 年数計算等の場合には貴社の決算時期に注意してください。

「 〇 〇 1 」や「 〇 〇 2 」の資格者が 1 〇 名以上の場合に作成し、正本と副本（写し）を提出してください。少数の場合は、申請書の技術職員名簿の監理技術者資格証交付番号欄に「学校名・学科名・卒業年」を記入するだけで結構です。

この一覧表を作成する場合は、ほぼこれと同じ内容が盛り込まれていれば、様式は問いません。

また、生年月日にかかわらず、全ての項目を記入してください。

* 必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書等を追加で求める場合があります。

〈技術職員資格者業種コード表〉

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
0 1	土木工事業	1 1	鋼構造物工事業	2 1	熱絶縁工事業
0 2	建築工事業	1 2	鉄筋工事業	2 2	電気通信工事業
0 3	大工工事業	1 3	ほ装工事業	2 3	造園工事業
0 4	左官工事業	1 4	しゅんせつ工事業	2 4	さく井工事業
0 5	とび・土工工事業	1 5	板金工事業	2 5	建具工事業
0 6	石工事業	1 6	ガラス工事業	2 6	水道施設工事業
0 7	屋根工事業	1 7	塗装工事業	2 7	消防施設工事業
0 8	電気工事業	1 8	防水工事業	2 8	清掃施設工事業
0 9	管工事業	1 9	内装仕上工事業		
1 0	タイル・れんが・ブロック工事業	2 0	機械器具設置工事業		

〈技術職員資格区分コード表〉

国内企業による技術者区分（建設業法による別表四）

根拠法令	コード	資 格 区 分		必要 経験 年数	加点となる建設業 の種類	評価 点
建設業法	0 0 1	法第 7 条第 2 号イ該当	大卒（短期大学を含む。）・ 高専卒 3 年、高卒 5 年		2 業種まで	1
	0 0 2	法第 7 条第 2 号ロ該当		1 0 年		
	0 0 3	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上）			認定書記載 の業種のみ	
	0 0 4	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上）				
	1 1 1	一級建設機械施工技士			土 と ほ	5
	2 1 2	二級建設機械施工技士（第 1 種～第 6 種）				2
	1 1 3	一級土木施工管理技士			土 と 石 鋼 ほしゅ塗水	5
	2 1 4	二級土木施工管理技士（土木）			土 と 石 鋼 ほしゅ水	2
	2 1 5	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			塗	
	2 1 6	二級土木施工管理技士（薬液注入建築）			と	
	1 2 0	一級建築施工管理技士			建大左と石屋タ鋼 筋板ガ塗防内絶具	5
	2 2 1	二級建築施工管理技士（建築）			建	2
	2 2 2	二級建築施工管理技士（躯体）			大とタ鋼筋	
	2 2 3	二級建築施工管理技士（仕上げ）			大左石屋タ板ガ 塗防内絶具	
	1 2 7	一級電気工事施工管理技士			電	5
	2 2 8	二級電気工事施工管理技士				2
	1 2 9	一級管工事施工管理技士			管	5
	2 3 0	二級管工事施工管理技士				2
	1 3 3	一級造園施工管理技士			園	5
	2 3 4	二級造園施工管理技士				2
建築士法	1 3 7	一級建築士			建大屋タ鋼内	5
	2 3 8	二級建築士			建大屋タ内	2
	2 3 9	木造建築士			大	
技術士法	1 4 1	建設・総合技術監理（建設）			土 と 電 ほしゅ園	5
	1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼 構造及びコンクリート」）			土 と 電 鋼 ほしゅ園	
	1 4 3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			土 と	
	1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）			電 通	
	1 4 5	機械・総合技術監理（機械）			機	
	1 4 6	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流 体力学」又は「熱工学」）			管 機	
	1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）			管 水	
	1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下 水道「上水道及び工業用水道」）			管 井 水	
	1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			土 と しゅ	
	1 5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）			園	
	1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			土 と 園	

技術士法	1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		管	5
	1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		管 水	
	1 5 4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		管 水 清	
電気工事士法	1 5 5	第一種電気工事士		電	2
	2 5 6	第二種電気工事士	3 年		
電気事業法	2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）	5 年	電	1
電気通信事業法	2 5 9	電気通信主任技術者	5 年	通	
水道法	2 6 5	給水装置工事主任技術者	1 年	管	
消防法	1 6 8	甲種消防設備士		消	2
	1 6 9	乙種消防設備士			
職業能力開発促進法（※）	1 7 1	建築大工（1級）		大	2
	2 7 1	建築大工（2級）	3 年		1
	1 7 2	左官（1級）		左	2
	2 7 2	左官（2級）	3 年		1
	1 7 3	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）		と	2
	2 7 3	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（2級）	3 年		1
	1 6 6	ウエルポイント施工（1級）			2
	2 6 6	ウエルポイント施工（2級）	3 年	管	1
	1 7 4	空気調和設備配管（1級）冷凍空気調和機器施工（1級）			2
	2 7 4	空気調和設備配管（2級）冷凍空気調和機器施工（2級）	3 年		1
	1 7 5	給排水衛生設備配管（1級）			2
	2 7 5	給排水衛生設備配管（2級）	3 年		1
	1 7 6	配管・配管工（1級）			2
	2 7 6	配管・配管工（2級）	3 年	タ	1
	1 7 7	タイル張り・タイル張り工（1級）			2
	2 7 7	タイル張り・タイル張り工（2級）	3 年		1
	1 7 8	築炉・筑炉工（1級）・れんが積み			2
	2 7 8	築炉・筑炉工（2級）	3 年	石 タ	1
	1 7 9	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工			2
	2 7 9	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3 年	石	1
	1 8 0	石工・石材施工・石積み（1級）			2
	2 8 0	石工・石材施工・石積み（2級）	3 年	鋼	1
	1 8 1	鉄工・製罐（1級）			2
	2 8 1	鉄工・製罐（2級）	3 年	筋	1
	1 8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）			2
	2 8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3 年	板	1
	1 8 3	工場板金（1級）			2
	2 8 3	工場板金（2級）	3 年	屋 板	1
	1 8 4	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）			2
	2 8 4	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）	3 年	板	1
	1 8 5	板金・板金工・打出し板金（1級）			2
	2 8 5	板金・板金工・打出し板金（2級）	3 年		1

職 業 能 力 開 発 促 進 法 (※)	1 8 6	かわらぶき・スレート施工（１級）		屋	2
	2 8 6	かわらぶき・スレート施工（２級）	3 年		1
	1 8 7	ガラス施工（１級）		ガ	2
	2 8 7	ガラス施工（２級）	3 年		1
	1 8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）		塗	2
	2 8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）	3 年		1
	1 8 9	建築塗装・建築塗装工（１級）			2
	2 8 9	建築塗装・建築塗装工（２級）	3 年		1
	1 9 0	金属塗装・金属塗装工（１級）			2
	2 9 0	金属塗装・金属塗装工（２級）	3 年		1
	1 9 1	噴霧塗装（１級）			2
	2 9 1	噴霧塗装（２級）	3 年		1
	1 6 7	路面標示施工			2
	1 9 2	畳製作・畳工（１級）		内	2
	2 9 2	畳製作・畳工（２級）	3 年		1
	1 9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）			2
	2 9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）	3 年		1
	1 9 4	熱絶縁施工（１級）		絶	2
	2 9 4	熱絶縁施工（２級）	3 年		1
	1 9 5	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）		具	2
	2 9 5	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）	3 年		1
	1 9 6	造園（１級）		園	2
	2 9 6	造園（２級）	3 年		1
	1 9 7	防水施工（１級）		防	2
	2 9 7	防水施工（２級）	3 年		1
	1 9 8	さく井（１級）		井	2
	2 9 8	さく井（２級）	3 年		1
	0 6 1	地すべり防止工事	1 年	と 井	1
	0 6 2	建築設備士	1 年	電 管	1
	0 6 3	計装士（１級）	1 年		1
	0 6 4	基幹技能者		講習会修了証 記載業種のみ	3
	0 9 9	その他		2 業種まで	1

※平成１６年３月以前に合格した二級の技能検定に関する実務経験は１年とします。

（平成１７年２月２３日付国土交通省告示１９９号）

*評価点の５（２・１）点者の人数は、経営事項審査結果通知書の技術職員数欄の一級（二級・その他）の人数に一致します。

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

〈技術者の資格（指定学科）表〉

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑問がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 ほ装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

〈有資格区分コード「099」について〉

平成11年10月から、建設業許可を受けようとする業種と技術的な共通性がある他の業種での実務経験でも、一定の範囲内で許可を受けようとする業種の実務経験として建設業許可要件の一つである営業所専任技術者となる資格を有することができるようになりました。

(振替の条件は以下を参照)

〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉

- ・ 対象となる経営事項審査の申請→審査基準日(決算日)を平成11年10月1日以降
- ・ 経営事項審査における評価の対象→いわゆる「その他の技術職員」
- ・ 「技術職員名簿」(別紙2)の有資格区分コード欄→「099」(その他)を記入してください。

裏付け資料→「技術者の実務経験証明書」

技術者の実務経験証明書実務経験の記載内容→

今回の措置により評価の対象となった業種と、実務経験の振替元となった業種を記入してください。

建設業許可の「営業所専任技術者」実務経験要件の一部緩和条件は次のとおりです。

1 実務経験要件緩和を認める業種の範囲

次の業種間でのみ実務経験の振替が認められます。

① 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	→	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設
建築一式	→	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

注) 矢印の方向に向かって振替可。右枠内の業種間での振替不可

② 専門工事間での実務経験の振替

大工	← →	内装仕上
----	-----	------

注) 矢印の方向に向かって振替可

2 実務経験要件の緩和年数の条件

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験

=12年以上

→2つの要件を満たしていれば営業所専任技術者となる資格を有することができます。

3 実務経験要件の緩和の効果

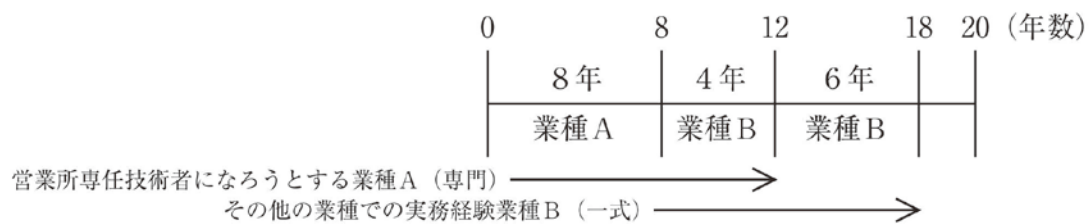
実務経験要件の緩和年数を使わないで「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする→

実務経験要件年数1業種(10年)+1業種(10年)=20年

実務経験要件の緩和年数を使い「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする→

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

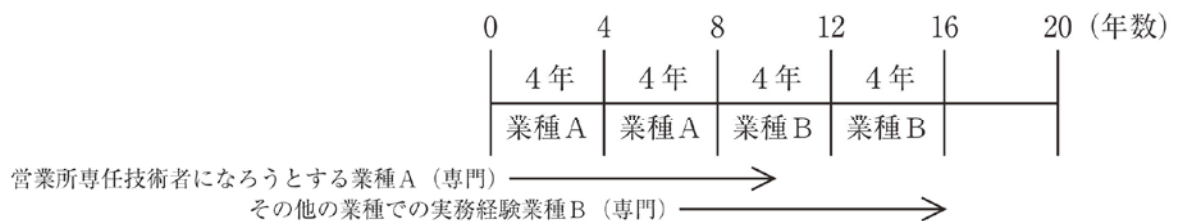
① 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合→最大2年の期間短縮



営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験＋その他の業種での実務経験＝12年以上
 実務経験要件年数 営業所専任技術者になろうとする業種（8年）＋その他業種（10年）
 ＝18年

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

② 専門工事間での実務経験振替の場合→最大4年の期間短縮



営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験＋その他の業種での実務経験＝12年以上
 実務経験要件年数 営業所専任技術者になろうとする業種（8年）＋その他業種（8年）＝16年